特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松茂町は、住民基本台帳管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

徳島県松茂町長

公表日

平成30年8月10日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務			
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もつて、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正応かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共国して構築して構造しても多いである。社茂町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正。③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置(金、公、日、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正、③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置(金、人間、毎、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、			
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム(既存住基システム) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム ※ 3. 中間サーバー 4. 統合宛名システム ※後述の「2. 特定個人情報ファィル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファィル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバー(以下「市町村CS」という。)において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。			
2. 特定個人情報ファイル	名			
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル				

3. 個人番号の利用					
	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) -第7条(指定及び通知) -第16条(本人確認の措置) -第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)				
法令上の根拠	(平成29年6月16日法律第65号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)				
4. 情報提供ネットワークシ	・フニルに F S 標和油機				
4. 情報促供不グトノーツン	(ス) Aによる情報建筑 <選択肢>				
	<u> </u>				
①実施の有無	[実施する]				
	3) 未定				
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (1)別表第二における情報提供の根拠:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (2)別表第二における情報照会の根拠:なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)				
5. 評価実施機関における					
①部署	住民課				
②所属長	住民課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 088-699-8710				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	松茂町総務課 〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 088-699-8710				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成	30年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満	1	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		30年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果			
基礎項目評価の実施が義務付けられる			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月31日	部署	町民福祉課	住民課	事後	その他の項目であり事前の提 出・公表が義務づけられない。
平成30年7月31日	所属長	町民福祉課長	住民課長	事後	その他の項目であり事前の提 出・公表が義務づけられない。
平成30年7月31日	公表日	平成27年6月23日	平成30年4月1日	事後	その他の項目であり事前の提 出・公表が義務づけられない。
平成30年7月31日	対象人数 (いつの時点の計数か) 平成27年4月1日時点		平成30年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提 出・公表が義務づけられない。
平成30年7月31日	取扱者数 (いつの時点の計数か)	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	その他の項目であり事前の提 出・公表が義務づけられない。
平成30年7月31日	法令上の根拠	(平成25年5月31日法律第26号施行時点) 第12条の2	(平成29年6月16日法律第65号施行時点) 第12条	事後	その他の項目であり事前の提 出・公表が義務づけられない。